

宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に
関する有識者懇談会の開催について

平成29年12月 8日
長 官 決 裁

1. 趣旨

今後も増加が見込まれる宮内庁三の丸尚蔵館の収蔵品を適切に保存するとともに、優れた収蔵品の公開機会の増加を進めることについて、各界の有識者により専門的な知見を踏まえた検討を行うため、宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を宮内庁において開催する。

2. 構成

- (1) 有識者懇談会は、別紙に掲げる有識者により構成し、宮内庁において開催する。
- (2) 有識者懇談会の座長は、出席者の互選により選出する。
- (3) 有識者懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務等

有識者懇談会の庶務は、宮内庁において、文化庁の専門的・学術的協力を得て処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、有識者懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。